

第11期 平成29（2017）年度

田野畑むらづくり基金 報告書



岩手県田野畑村



皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本村のむらづくりに対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

田野畑むらづくり基金の第11期（平成29年度）の実績をご報告をさせていただきます。第11期は全国の皆様から 6,583,108円のご寄付をいただき、第1期からの寄付総額が54,577,343円となりました。村ではこれらを財源に「再生可能エネルギー等導入事業」「協働による地域づくり推進事業」「小学校・中学校ステップアップ事業」に取り組むことができました。

皆様からの温かいご支援のおかげで、制度創設からこれまでに実施した事業は延べ16事業となりました。いずれも村の教育や福祉の充実、自然環境の保全などに大きく寄与するものばかりです。心から感謝とお礼を申し上げます。

東日本大震災から7年が経ち、復旧復興事業も終盤に差し掛かってまいりました。こうした中で復興後の未来を見据えた取り組みも必要となっています。村では今後「暮らしやすい村のグランドデザイン」の構想をまとめ、人口減少時代の中で地域創生、地域活性化を進めていくことにしています。

これからも村独自の価値や魅力を磨き上げ、皆様に引き続き応援していただけるように努力してまいりますので、今後におきましても一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

田野畑村長 石原 弘

1 寄付金の概況

第11期（平成29年度）の寄付金の概況は次のとおりです。

- ・ 寄付者の総数は 53人・団体、寄付件数は 77件でした。
- ・ 寄付金の総額は 6,583,108円でした。
- ・ 寄付金は基金に積み立てて保管し、預金利息 3,366円が生じています。
- ・ 寄付金と預金利息を合わせた基金積立額は 6,586,474円となっています。
- ・ 基金事業の実施による基金取崩額は 3,328,840円となっています。
- ・ 寄付金額を村民1人あたりに換算すると 1,883円となります。（平成30年3月末日現在人口 3,497人）

第1期（平成19年度）から第11期（平成29年度）までの総計は次のとおりです。

- ・ 寄付者の総数は 681人・団体、寄付件数は 856件となりました。
- ・ 寄付金の総額は 54,577,343円となりました。
- ・ 寄付金は基金に積み立てて保管し、預金利息 69,087円が生じています。
- ・ 寄付金と預金利息を合わせた基金積立総額は 54,646,430円となっています。
- ・ 基金事業の実施による基金取崩総額は 16,274,050円、基金残高は 38,372,380円となっています。

2 基金事業の概況

平成29年度は、田野畑むらづくり基金を財源に4つの事業に取り組みました。

皆様からの寄付のおかげで実施できましたことをご報告いたします。

【再生可能エネルギー等導入事業】

●政策メニュー 自然エネルギーの整備に関する事業

●事業費 1,250,000円（寄付財源50%）

【歳入】寄付財源 625,000円、一般財源 625,000円 【歳出】再生可能エネルギー等導入促進費補助金 1,250,000円

●事業内容 環境に優しい再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー自給率の向上や災害に強い村づくりを進めるため、太陽光発電装置など対象設備を導入する世帯に対し、設置費用の一部を補助しました。

対象設備		補助基準	29年度 補助世帯	29年度 補助金額
太陽光発電設備		出力1kW当り5万円 (上限20万円)	6	1,200,000円
太陽熱発電設備		設置費の1/3以内 (上限5万円)	—	—
木質バイオマス熱 利用設備	木質ペレット ストーブ	設置費の1/2以内 (上限5万円)	—	—
	薪ストーブ	〃	1	50,000円
合計			7	1,250,000円



【協働による地域づくり推進事業】

- 政策メニュー 福祉及び健康の推進に関する事業
- 事業費 384,000円（寄付財源100%）
【歳入】寄付財源 384,000円 【歳出】結いの地域づくり交付金 384,000円
- 事業内容 住民福祉の向上に資するため、地域の高齢者・障害者世帯等（65世帯）の除雪を行う自治会（11団体）に対し、除雪費用の一部を交付しました。



【小学校ステップアップ事業】

- 政策メニュー 子どもの教育及び少子化対策の推進に関する事業
- 事業費 1,890,000円（寄付財源100%）
【歳入】寄付財源 1,890,000円
【歳出】印刷製本費 1,890,000円
- 事業内容 教育環境の充実を図るため、小学3年生の社会科の授業で使用する社会科副読本「わたしたちの田野畑」（100部）を作成配布しました。



【中学校ステップアップ事業】

●政策メニュー 子どもの教育及び少子化対策の推進に関する事業

●事業費 429,840円（寄付財源100%）

【歳入】寄付財源 429,840円 【歳出】体育館コートライン塗裝修繕費 429,840円

●事業内容 教育環境の充実を図るため、経年使用により損耗した体育館のコートライン（バスケットボール、バレーボール）を塗り直しました。



3 基金残高の状況

●基金残高（平成29年度末）

（金額：円）

区分	自然環境・観光	歴史文化の保存	自然エネルギー	福祉・健康増進	子どもの教育等	指定なし	運用益	合計
前年度末基金残高 (A)	0	760,000	0	0	6,070,370	28,218,655	65,721	35,114,746
29年度積立額 (B)	270,000	480,000	110,000	165,000	1,991,110	3,566,998	3,366	6,586,474
29年度取崩額 (C)	0	0	110,000	165,000	2,319,840	734,000	0	3,328,840
基金残高 (A+B-C)	270,000	1,240,000	0	0	5,741,640	31,051,653	69,087	38,372,380

* 積立額…皆様からの寄付金や預金利息を基金に積み立てる額です

* 取崩額…基金事業の実施のために基金から取り崩して使用する額です

●基金取崩額の内訳（平成29年度分）

（金額：円）

区分	自然環境・観光	歴史文化の保存	自然エネルギー	福祉・健康増進	子どもの教育等	指定なし	運用益	合計
再生可能エネルギー等 導入事業	0	0	110,000	0	0	515,000	0	625,000
協働による地域づくり 推進事業	0	0	0	165,000	0	219,000	0	384,000
小学校ステップアップ 事業	0	0	0	0	1,890,000	0	0	1,890,000
中学校ステップアップ 事業	0	0	0	0	429,840	0	0	429,840
29年度基金取崩額	0	0	110,000	165,000	2,319,840	734,000	0	3,328,840

4 寄付金の内訳

① 年度別（政策メニュー別）

（金額：円、件数：件）

区分	自然環境・観光		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康増進		子どもの教育等		指定なし		寄付金合計		運用益	積立額合計
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数		
第1期 （平成19年度）	231,000	19	125,000	11	55,000	7	215,000	19	310,000	30	1,733,000	34	2,669,000	120	—	2,669,000
第2期 （平成20年度）	175,000	14	10,000	2	10,000	2	170,000	8	280,000	32	862,149	22	1,507,149	80	2,823	1,509,972
第3期 （平成21年度）	30,000	2	0	0	0	0	40,000	2	270,000	29	3,480,000	10	3,820,000	43	12,307	3,832,307
第4期 （平成22年度）	55,000	4	15,000	1	30,000	1	265,000	4	215,000	26	5,416,300	14	5,996,300	50	11,950	6,008,250
第5期 （平成23年度）	120,000	2	20,000	2	110,000	5	130,000	6	905,000	33	5,800,000	34	7,085,000	82	5,532	7,090,532
第6期 （平成24年度）	300,000	9	35,000	3	25,000	2	129,000	5	1,429,195	40	3,066,372	22	4,984,567	81	5,192	4,989,759
第7期 （平成25年度）	315,000	9	110,000	6	115,000	3	255,000	6	415,000	34	5,242,354	27	6,452,354	85	6,374	6,458,728
第8期 （平成26年度）	632,890	15	115,000	7	115,000	4	307,000	13	895,000	26	2,260,500	13	4,325,390	78	6,837	4,332,227
第9期 （平成27年度）	245,000	13	100,000	7	60,000	4	135,000	8	445,000	12	3,963,000	21	4,948,000	65	6,988	4,954,988
第10期 （平成28年度）	295,000	17	230,000	12	150,000	6	295,000	12	2,007,775	25	3,228,700	23	6,206,475	95	7,718	6,214,193
第11期 （平成29年度）	270,000	15	480,000	11	110,000	3	165,000	8	1,991,110	15	3,566,998	25	6,583,108	77	3,366	6,586,474
総計	2,668,890	119	1,240,000	62	780,000	37	2,106,000	91	9,163,080	302	38,619,373	245	54,577,343	856	69,087	54,646,430

② 年度別（個人・団体別）

（金額：円、件数：件、人数：人）

区分	個人			団体			合計		
	金額	件数	人数	金額	件数	団体数	金額	件数	人数 団体数
第1期 （平成19年度）	2,249,000	103	80	420,000	17	8	2,669,000	120	88
第2期 （平成20年度）	1,280,500	74	63	226,649	6	6	1,507,149	80	69
第3期 （平成21年度）	3,770,000	42	41	50,000	1	1	3,820,000	43	42
第4期 （平成22年度）	5,740,000	43	42	256,300	7	6	5,996,300	50	48
第5期 （平成23年度）	6,535,000	80	71	550,000	2	2	7,085,000	82	73
第6期 （平成24年度）	4,260,000	74	63	724,567	7	6	4,984,567	81	69
第7期 （平成25年度）	6,030,000	80	68	422,354	5	5	6,452,354	85	73
第8期 （平成26年度）	3,632,500	68	51	692,890	10	5	4,325,390	78	56
第9期 （平成27年度）	4,888,000	64	49	60,000	1	1	4,948,000	65	50
第10期 （平成28年度）	4,596,475	88	57	1,610,000	7	3	6,206,475	95	60
第11期 （平成29年度）	5,083,108	76	52	1,500,000	1	1	6,583,108	77	53
総計	48,064,583	792	637	6,512,760	64	44	54,577,343	856	681

③ 年度別（地域別）

（金額：円、件数：件、人数：人）

区分	村内			県内 (田野畑村を除く)			県外			不明			合計		
	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数
第1期 (平成19年度)	510,000	38	29	736,000	45	34	1,423,000	37	25	—	—	—	2,669,000	120	88
第2期 (平成20年度)	666,649	21	17	420,000	23	21	420,500	36	31	—	—	—	1,507,149	80	69
第3期 (平成21年度)	230,000	10	9	410,000	17	17	3,180,000	16	16	—	—	—	3,820,000	43	42
第4期 (平成22年度)	396,300	13	12	420,000	18	17	5,180,000	19	19	—	—	—	5,996,300	50	48
第5期 (平成23年度)	250,000	9	9	470,000	17	17	6,365,000	56	47	—	—	—	7,085,000	82	73
第6期 (平成24年度)	611,372	13	13	270,000	14	14	4,103,195	54	42	—	—	—	4,984,567	81	69
第7期 (平成25年度)	612,354	12	12	330,000	16	16	5,510,000	57	45	—	—	—	6,452,354	85	73
第8期 (平成26年度)	330,000	5	5	492,890	7	7	3,502,500	66	44	—	—	—	4,325,390	78	56
第9期 (平成27年度)	570,000	3	3	163,000	5	5	4,215,000	57	42	—	—	—	4,948,000	65	50
第10期 (平成28年度)	40,000	2	2	670,000	16	7	5,496,475	77	51	—	—	—	6,206,475	95	60
第11期 (平成29年度)	150,000	5	5	960,000	15	7	5,473,108	57	41	—	—	—	6,583,108	77	53
総計	4,366,675	131	116	5,341,890	193	162	44,868,778	532	403	—	—	—	54,577,343	856	681

④ 月別（平成29年度分）

（金額：円、件数：件）

区分	自然環境・観光		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康増進		子どもの教育等		指定なし		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000	2	100,000	2	120,000	4
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	300,000	1	180,000	5	480,000	6
6月	15,000	3	10,000	2	0	0	10,000	1	1,505,000	2	10,000	1	1,550,000	9
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55,000	2	55,000	2
8月	120,000	3	130,000	3	110,000	3	120,000	3	120,555	4	2,801,998	4	3,402,553	20
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	30,000	1	0	0	0	0	0	0	20,000	1	70,000	2	120,000	4
11月	15,000	2	5,000	1	0	0	0	0	0	0	140,000	4	160,000	7
12月	35,000	4	330,000	4	0	0	20,000	2	20,555	4	210,000	5	615,555	19
1月	0	0	0	0	0	0	10,000	1	0	0	0	0	10,000	1
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	55,000	2	5,000	1	0	0	5,000	1	5,000	1	0	0	70,000	5
合計	270,000	15	480,000	11	110,000	3	165,000	8	1,991,110	15	3,566,998	25	6,583,108	77
運用益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,366	—
積立額計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,586,474	—

⑤ 個人・団体別（平成29年度分）

（金額：円、件数：件）

区分	自然環境・観光		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康増進		子どもの教育等		指定なし		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
個人	270,000	15	480,000	11	110,000	3	165,000	8	491,110	14	3,566,998	25	5,083,108	76
団体	—	—	—	—	—	—	—	—	1,500,000	1	—	—	1,500,000	1
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	270,000	15	480,000	11	110,000	3	165,000	8	1,991,110	15	3,566,998	25	6,583,108	77

⑥ 地域別（平成29年度分）

（金額：円、件数：件）

区分	自然環境・観光		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康増進		子どもの教育等		指定なし		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
田野畑村	—	—	—	—	—	—	10,000	1	10,000	1	130,000	3	150,000	5
岩手県	110,000	3	400,000	3	100,000	2	100,000	2	100,000	2	150,000	3	960,000	15
青森県	20,000	1	30,000	1	10,000	1	20,000	1	20,000	1	10,000	1	110,000	6
栃木県	15,000	3	15,000	3	—	—	5,000	1	305,000	2	5,000	1	345,000	10
群馬県	5,000	1	—	—	—	—	—	—	5,000	1	50,000	1	60,000	3
埼玉県	10,000	1	10,000	1	—	—	20,000	2	15,000	2	2,620,000	6	2,675,000	12
千葉県	10,000	1	—	—	—	—	—	—	—	—	40,000	2	50,000	3
東京都	35,000	2	20,000	2	—	—	—	—	1,526,110	5	140,000	4	1,721,110	13
神奈川県	5,000	1	5,000	1	—	—	—	—	10,000	1	120,000	3	140,000	6
静岡県	—	—	—	—	—	—	10,000	1	—	—	—	—	10,000	1
愛知県	50,000	1	—	—	—	—	—	—	—	—	301,998	1	351,998	2
三重県	10,000	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	1
合計	270,000	15	480,000	11	110,000	3	165,000	8	1,991,110	15	3,566,998	25	6,583,108	77

（注）岩手県は、田野畑村を除く。

⑦ 寄付金額別（平成29年度分）

（単位：件）

区分	個人	団体	不明	合計
5,000円	16	—	—	16
10,000円	20	—	—	20
20,000円	6	—	—	6
30,000円	4	—	—	4
50,000円	20	—	—	20
100,000円	2	—	—	2
200,000円	1	—	—	1
300,000円	2	—	—	2
1,500,000円	—	1	—	1
2,200,000円	1	—	—	1
その他	4	—	—	4
合計	76	1	0	77



⑧ 寄付者名簿（平成29年度分）

※本名簿は、個人・団体別に、寄付をいただいた順に掲載しています。

※氏名の掲載は本人の了解が確認できた方のみとし、掲載を望まない方は非公開としています。

（金額：円）

期	年度	寄付者名（敬称略）	住所	①自然・観光	②歴史文化	③エネルギー	④福祉・健康	⑤教育・少子化	指定なし	合計
11	H29	畠山 正一	岩手県 田野畑村	—	—	—	—	10,000	—	10,000
11	H29	T・N	東京都 あきる野市	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	H・S	神奈川県 横浜市	—	—	—	—	10,000	—	10,000
11	H29	S・S	埼玉県 深谷市	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	Y・O	岩手県 田野畑村	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	I・S	群馬県 高崎市	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	S・M	青森県 青森市	—	—	—	—	—	10,000	10,000
11	H29	齋藤 元泰	東京都 八王子市	—	—	—	—	—	20,000	20,000
11	H29	森 實	栃木県 宇都宮市	—	—	—	—	300,000	—	300,000
11	H29	K・N	岩手県 盛岡市	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	A・S	東京都 世田谷区	5,000	—	—	—	5,000	—	10,000
11	H29	山田 雅子	栃木県 宇都宮市	5,000	5,000	—	—	—	—	10,000
11	H29	大山 賢一	栃木県 那須烏山市	5,000	5,000	—	—	—	—	10,000
11	H29	中林 淳子	神奈川県 横浜市	—	—	—	—	—	10,000	10,000
11	H29	杉山 道子	静岡県 静岡市	—	—	—	10,000	—	—	10,000
11	H29	N・T	岩手県 花巻市	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	Y・M	栃木県 宇都宮市	—	—	—	—	—	5,000	5,000
11	H29	N・S	青森県 八戸市	20,000	30,000	10,000	20,000	20,000	—	100,000
11	H29	A・K	岩手県 盛岡市	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	—	250,000

(金額：円)

期	年度	寄付者名（敬称略）	住所	①自然・観光	②歴史文化	③エネルギー	④福祉・健康	⑤教育・少子化	指定なし	合計
11	H29	Y・K	岩手県 盛岡市	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	—	250,000
11	H29	M・M	東京都 瑞穂町	—	—	—	—	555	—	555
11	H29	工藤 永子	埼玉県 所沢市	—	—	—	—	—	2,200,000	2,200,000
11	H29	工藤 裕弘	埼玉県 所沢市	—	—	—	—	—	200,000	200,000
11	H29	工藤 紗千子	埼玉県 所沢市	—	—	—	—	—	100,000	100,000
11	H29	兵道 耕三	愛知県 豊橋市	—	—	—	—	—	301,998	301,998
11	H29	Y・S	千葉県 市川市	—	—	—	—	—	10,000	10,000
11	H29	芦田 光久	東京都 世田谷区	30,000	—	—	—	20,000	—	50,000
11	H29	H・E	東京都 品川区	—	—	—	—	—	60,000	60,000
11	H29	佐藤 サチ子	岩手県 田野畑村	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	H・I	東京都 江戸川区	—	—	—	—	—	10,000	10,000
11	H29	K・K	岩手県 田野畑村	—	—	—	—	—	30,000	30,000
11	H29	T・I	三重県 桑名市	10,000	—	—	—	—	—	10,000
11	H29	佐々木 良吉	埼玉県 草加市	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	M・N	神奈川県 川崎市	5,000	5,000	—	—	—	—	10,000
11	H29	守谷 尚臣	東京都 調布市	—	10,000	—	—	—	—	10,000
11	H29	守谷 みどり	東京都 調布市	—	10,000	—	—	—	—	10,000
11	H29	S・S	神奈川県 横浜市	—	—	—	—	—	10,000	10,000
11	H29	S・F	岩手県 盛岡市	10,000	—	—	—	—	—	10,000
11	H29	Y・Y	埼玉県 鶴ヶ島市	—	—	—	—	—	20,000	20,000
11	H29	華表 敦子	千葉県 四街道市	10,000	—	—	—	—	—	10,000
11	H29	H・K	千葉県 松戸市	—	—	—	—	—	30,000	30,000

(金額：円)

期	年度	寄付者名（敬称略）	住所	①自然・観光	②歴史文化	③エネルギー	④福祉・健康	⑤教育・少子化	指定なし	合計
11	H29	C・K	岩手県 久慈市	—	300,000	—	—	—	—	300,000
11	H29	M・M	東京都 瑞穂町	—	—	—	—	555	—	555
11	H29	H・N	神奈川県 藤沢市	—	—	—	—	—	100,000	100,000
11	H29	T・S	埼玉県 越谷市	10,000	10,000	—	—	—	—	20,000
11	H29	N・M	岩手県 盛岡市	—	—	—	—	—	50,000	50,000
11	H29	荒木 敏正	群馬県 伊勢崎市	5,000	—	—	—	5,000	—	10,000
11	H29	H・M	埼玉県 越谷市	—	—	—	10,000	10,000	—	20,000
11	H29	飯野 和也	埼玉県 深谷市	—	—	—	10,000	5,000	—	15,000
11	H29	奥地 正太郎	岩手県 田野畑村	—	—	—	10,000	—	—	10,000
11	H29	天谷 洋	栃木県 宇都宮市	5,000	5,000	—	5,000	5,000	—	20,000
11	H29	中村 好克	愛知県 春日井市	50,000	—	—	—	—	—	50,000
		個人計		270,000	480,000	110,000	165,000	491,110	3,566,998	5,083,108
11	H29	株式会社コヤマドライ ビングスクール	東京都 渋谷区	—	—	—	—	1,500,000	—	1,500,000
		団体計		0	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000
		第11期計		270,000	480,000	110,000	165,000	1,991,110	3,566,998	6,583,108

⑨ 寄付者メッセージ（平成29年度分）

期	年度	メッセージ	住所	区分
11	H29	これからも頑張ってください。	神奈川県 横浜市	個人
11	H29	些少ですが、お役立てください。応援しています。	岩手県 盛岡市	個人
11	H29	ささやかにご協力させていただきます。	栃木県 宇都宮市	個人
11	H29	東日本大震災の影響を受けた子どもたちへの教育などにお手伝いできればと思っています。	東京都 渋谷区	団体
11	H29	北山崎のシロバナシャクナゲ園の数年後を楽しみにしています。 新たな観光の目玉になりますように。	青森県 八戸市	個人
11	H29	村民皆様のご多幸をお祈りいたします。	千葉県 市川市	個人
11	H29	微力ですが、今後も田野畑村を応援します。	東京都 品川区	個人
11	H29	羅賀荘に宿泊しましたが、周辺の復興はまだまだでした。少しでも手助けになれば。	東京都 江戸川区	個人

期	年度	メッセージ	住所	区分
11	H29	いつも丁寧な報告書をありがとうございます。 なかなか訪れる機会に恵まれません、いつか必ず行きたいと思っています。	三重県 桑名市	個人
11	H29	ぜひ、土偶のいる田野畑民俗資料館をもっとアピールしてください。	東京都 調布市	個人
11	H29	微力ですが、どうぞよろしくお願いいたします。	埼玉県 鶴ヶ島市	個人
11	H29	若い頃（平成3～4年）JR駅で見た北山崎のポスターに感動。 平成28年に現地を訪問し、雄大な大自然の眺めにとても感動。さらなる感動を求めてまたいつか訪れたいです。	千葉県 四街道市	個人
11	H29	机浜漁村番屋群の保全に有効に使ってください。	岩手県 久慈市	個人
11	H29	観光で訪れて、田野畑のファンになりました。	群馬県 伊勢崎市	個人
11	H29	田野畑村の発展を祈念いたします。	埼玉県 深谷市	個人
11	H29	5月の連休に田野畑村に行きます。3年ぶりで楽しみにしています。	愛知県 春日井市	個人

5 沿革

平成19年 2月	住民参加型基金制度の導入を「田野畑村協働による地域づくり推進委員会」に提案。以後、同委員会でも2回にわたる協議を経て、同年7月に導入の方向性を固める。	平成24年 9月 3日	寄付件数が400件に達する。
平成19年 7月	「寄付による投票条例」を提唱する寄付市場協会・渡辺清会長の指導をいただき、条例案や制度設計の検討を開始。	平成24年10月22日	寄付金額が2,500万円を超える。
平成19年 9月21日	田野畑むらづくり基金条例案を村議会に提案し、原案可決。	平成25年 5月13日	寄付人数が400人に達する。
平成19年10月 1日	田野畑むらづくり基金条例の公布および施行。 (岩手県で2番目、全国で28番目の導入)	平成25年 9月20日	田野畑むらづくり基金事業の初の予算化。 シロバナシャクナゲ群落再生事業の補正予算案が可決。
平成19年10月 3日	第1号寄付の受け入れ。	平成25年10月15日	寄付金額が3,000万円を超える。
平成20年 1月28日	寄付金額が100万円を超える。	平成25年10月18日	寄付件数が500件に達する。
平成20年 3月14日	寄付件数が100件に達する。	平成26年 4月 1日	田野畑むらづくり基金条例の一部を改正する条例(平成26年 3月14日条例第9号)の施行。
平成20年 5月13日	寄付人数が100人に達する。	平成26年 7月10日	寄付金額が3,500万円を超える。
平成21年 3月27日	寄付件数が200件に達する。	平成26年11月 4日	寄付人数が500人に達する。
平成21年 4月 1日	寄付人数が200人に達する。	平成26年12月 8日	寄付件数が600件に達する。
平成21年 6月 5日	寄付金額が500万円を超える。	平成27年11月 4日	寄付金額が4,000万円を超える。
平成22年 5月10日	寄付金額が1,000万円を超える。	平成28年 6月20日	寄付件数が700件に達する。
平成23年 4月13日	寄付金額が1,500万円を超える。	平成28年10月17日	寄付人数が600人に達する。
平成23年 4月28日	寄付件数が300件に達する。	平成29年 6月30日	寄付金額が5,000万円を超える。
平成23年12月16日	寄付人数が300人に達する。	平成29年 7月26日	寄付件数が800件に達する。
平成24年 3月21日	寄付金額が2,000万円を超える。		

6 政策メニューリスト

①北山崎等の自然環境の保全と観光振興に関する事業

北山崎の断崖に自生しているシロバナシャクナゲ群落は、昭和29年に岩手県の天然記念物に指定されましたが、原因不明の枯損や盗掘などにより、その数は激減しています。自然環境保全のシンボルとしてシロバナシャクナゲ園を造成するなど、自然環境の保全と意識啓発に努めます。

【事業実績】平成25・26・28年度にシロバナシャクナゲの植樹を実施

②農山漁村の歴史文化の保存に関する事業

水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」（平成18年2月）に選ばれた机浜漁村番屋群では、地元住民らが保存活用協議会を設立し、保存と継承活動を展開しています。この取り組みを支援するとともに、漁村文化を後世に伝え、都市住民との交流の場として活用していきます。

【事業内容】机浜漁村番屋群の保全、継承活動への支援

③自然エネルギーの整備に関する事業

田野畑村の84%は山林で、昭和時代は炭焼きが盛んでした。山林は二酸化炭素を吸収し、酸素を供給します。化石燃料は便利ですが、二酸化炭素排出による地球温暖化など、新たな問題も生じさせました。環境に優しい自然エネルギーを普及させ、地球環境の浄化に貢献します。

【事業実績】平成25～29年度に太陽光発電設備や薪ストーブの設置に対する補助事業を実施

④福祉および健康の推進に関する事業

平成19年9月現在、村の高齢化率は30.5%で、近年は高齢者夫婦世帯（全世帯比14.4%）や一人暮らし老人世帯（同9.2%）が増加傾向にあります。村では高齢者の安否確認や消費者問題の被害未然防止などに努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなってきました。高齢者が住み慣れた家で安心して暮らせる在宅福祉サービスを提供します。

【事業実績】平成27～29年度に高齢者・障害者世帯等の除雪に対する補助、平成28年度に介護施設特別浴槽の改修に対する補助事業を実施

㊦子どもの教育および少子化対策に関する事業

平成19年9月現在、村の15歳以下の人口比は12.8%となっています。村では就学前児童の医療費無料化などによる少子化対策や小中学校での教育環境整備等に努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなっています。子育てをしやすい環境と教育環境の整備を進めます。

【事業実績】平成27年度に小・中学校に教材備品を購入、平成29年度に小学校社会科副読本を作成配布、中学校の体育館コートラインを塗裝修繕

(注) 記載している事業内容は、あくまで例示です。事業化の際は、この例示とは異なることがあります。

★ 寄付金の申込方法

- 「寄付申込書」で寄付金の使い道を指定し、申し込んでいただきます。
- 村から振り込みのご案内をしますの、指定の口座にお振り込みをお願いします。
- 振込手数料は本人負担となります。

★ 寄付金の額

- 寄付金は、1口5,000円を原則として、何口でも受け付けます。

★ 問い合わせ先

- 〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1
田野畑村役場 総務課 田野畑むらづくり基金担当
- 電話 0194-34-2111 FAX 0194-34-2632
- e-mail inquiry@vill.tanohata.iwate.jp

【監修】寄付市場協会（JaDoMaC）会長 渡辺清

7 条例・規則

田野畑むらづくり基金条例

平成19年10月1日条例第15号
改正 平成26年3月14日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、田野畑村のむらづくりに対する寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、多様な人々の参加とその思いを具体化することにより、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 北山崎等の自然環境の保全と観光振興に関する事業
- (2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業
- (3) 自然エネルギーの整備に関する事業
- (4) 福祉及び健康の推進に関する事業
- (5) 子どもの教育及び少子化対策に関する事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるために寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するため、田野畑むらづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄付金の指定等)

第4条 寄付者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄付を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、むらづくりの課題に応じて、村長が当該事業の指定を行うものとする。

(寄付者への配慮)

第5条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄付された相当額で予算の定めるところによる。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

田野畑むらづくり基金条例施行規則

平成19年10月1日規則第23号

(運用状況の公表)

第10条 村長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1か月以内に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、田野畑むらづくり基金条例(平成19年田野畑村条例第15号。)に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受け入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により随時受け付けるものとする。

(寄付金台帳の作成)

第3条 村長は寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 村長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかななければならない。

(寄付金の額)

第4条 寄付金は、1口5千円とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。